平成２３年度　第４回定例研修会

≪研修会での会員からの法務局への質問≫
　残地部分に座標値の記載のある地積測量図の扱いについて

≪回答≫（堀部総括表示登記専門官より口頭で回答。回答聞き取り研修部　吉川清丈）
「（ケースバイケースだが）
地積測量図以外の他の資料も勘案して、残地部分の座標値記載の筆界点が、
総合的に筆界として相当だと判断でき、かつ現地にて復元可能であれば、
「現地復元性のある地積測量図」※と見做してよいと思わる」

※「現地復元性のある地積測量図」
事務取扱規定第 5 章第 28 条第 2 項（1）ウ（ア）もしくは同エ（イ）にある「登記所に備え付けられている現地復元性のある地積測量図」